車いす使用者用駐車区画利用実態アンケート及びモニター調査結果について

1　アンケートの概要

自動車乗降の際にドアを全開するため、当該駐車区画に自動車をとめる必要がある下肢障害者及び車いす使用者を対象に、車いす使用者用駐車区画の利用状況、意識及び不適切な利用に対する考え等を把握するために実施しました。

・回答者数：47 名

・期間：平成 21 年 10 月 1 日から平成 21 年 11 月 10 日まで

2　モニター調査の概要

アンケート対象者の中で、車いす使用者用駐車区画の利用モニターとなっていただき、約 1 か月間の日常生活における駐車場の利用状況を記録し、より生活実態に即した利用状況把握のために実施しました。

・モニター人数：11 名（モニター対象者は、アンケート回答対象者と同様）

・モニター期間：平成 21 年 10 月 1 日から平成 21 年 11 月 1 日までの 1 か月間
（前後 10 日間のずれあり）

・モニター駐車場利用総回数：112 回

3　アンケート及びモニター調査結果の概要

(1)　車いす使用者用駐車区画の利用状況

（アンケート調査）

最近の印象として、車いす使用者用駐車区画に自動車をとめることができていますか？

	回答数	割合
1　毎回できている	1	2.1%
2　半分以上できている	20	42.6%
3　できる、できない半々ぐらいである	21	44.7%
4　半分以上できていない	5	10.6%
5　全くできていない	0	0.0%

（モニター調査）

車いす使用者用駐車区画にとめられたか？

	回数	割合
とめられた	73	65.2%
とめられなかった	39	34.8%

(2)　車いす使用者用駐車区画にとめることができなかった理由

（モニター調査）

	件数
障害者用駐車区画が満車だった	16
障害者用駐車区画がなかった	12
障害者用駐車区画に三角コーン等が置いてあった	7
理由不明	4

※アンケート調査でも、自由意見欄に三角コーンのことを指摘する回答あり

(3)　不適切な利用を防止するための対策

（アンケート調査）

車いす使用者用駐車区画の不適切な利用をなくすためにはどのような取組みが効果があるとお考えですか？（複数回答あり）

	回答数
1　広報、啓発活動	11
2　障害者用駐車区画付近の案内標示、注意喚起	9
3　駐車場管理者の管理徹底	15
4　行政による利用ルールづくり	18
5　その他	7
その他回答：・罰則、罰金（５件） ・免許を取る前の教習所で教えるべき ・障害者が１人行動でも対応できる取組みでないと意味がない （ポールは移動できない）	